

保護林の再編について(案)

(既設)森林生態系保護地域

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参考
1	【津軽、米代川】 津軽署、米代西部署	しらかみさんち 白神山地	16,971.24	青森県西目屋村、鱈ヶ沢町、深浦町、秋田県藤里町にまたがって位置している。 日本海型の典型的なブナ林を主体とする原生的な天然林で、純度の高さや優れた原生状態の保存、動植物相が多様な森林である。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。	森林生態系保護地域	【一部】津軽国定公園(特保,2特,3特)、赤石溪流暗門の滝県立自然公園(1特,2特,3特)、秋田白神県立自然公園(2特)、鳥獣保護区(普)、自然環境保全地域(野生動植物,普)
2	【下北】 下北署	おそれざんさんち 恐山山地	5,537.66	青森県むつ市に位置している。 温帯性針葉樹であるヒバ林と冷温帯性の主要構成樹種であるブナ林が、それぞれに純林または混交林を形成している。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。	森林生態系保護地域	【一部】下北半島国定公園(特保,1特,2特,3特)、鳥獣保護区(普)
3	【久慈・閉伊川、北上川上流、北上川中流】 三陸北部署、盛岡署、遠野支署	はやちねさんしゅうへん 早池峰山周辺	8,144.71	岩手県盛岡市、遠野市、花巻市、宮古市にまたがって位置している。 岩手県の北上高地のほぼ中央にそびえる早池峰連峰とその南に対峙する薬師岳連嶺を中心とする一連の山地である。 ブナ及びヒバを主体とする天然林が存在している。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。	森林生態系保護地域	【一部】早池峰国定公園(特保,1特,2特,3特)、自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(特,普)、特別史跡名勝天然記念物
4	【北上川上流、雄物川】 盛岡署、秋田署	かつこんだがわ・たまがわげんりゅうぶ 葛根田川・玉川源流部	9,391.36	岩手県雫石町、秋田県仙北市にまたがって位置している。 全域が十和田八幡平国立公園に含まれ、ほとんど人手は加えられておらず自然度は高い。 主な植生としてブナ林の他、ミズナラ林、アオモリドマツ林、河岸植物群落などが見られる。 高山帯植生として、ハイマツ群落、チシマザサ群落、湿原植物群落、雪田植物群落などがある。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とすることが適当。	森林生態系保護地域	十和田八幡平国立公園(特保,1特,2特,3特) 【一部】鳥獣保護区(特,普)
5	【北上川中流、宮城北部、雄物川】 岩手南部署、宮城北部署、湯沢支署	くりこまやま・とちがもりやましゅうへん 栗駒山・栃ヶ森山周辺	16,293.49	岩手県奥州市、一関市、宮城県栗原市、秋田県湯沢市、東成瀬村にまたがって位置している。 岩手県南部から連続して宮城県栗原市まで奥羽山脈に沿って大面積となって広がる。 主な植生は、標高の低い方から山頂にかけて、ブナ林、クロベ・キタゴヨウ林、ミヤマナラ低木林、雪田植生、そして山頂一帯のハイマツ群落となっている。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。	森林生態系保護地域	鳥獣保護区(特,普) 【一部】栗駒国定公園(特保,1特,2特,3特)
6	【庄内、最上村山、置賜】 庄内署、山形署、置賜署	あさひさんち 朝日山地	48,229.57	山形県鶴岡市、朝日町、大江町、小国町、新潟県村上にまたがって位置している。 朝日山地の中核部に位置し、我が国最大規模のブナ林など原生的な自然状態が維持されていることに加え、低地帯から高山帯まで広範な植生帯が存在し、豪雪地帯特有の動植物が生息・生育している。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。 (今後、関東森林管理局とも調整)	森林生態系保護地域	【一部】磐梯朝日国立公園(特保,1特,2特,3特)、県自然環境保全地域(特,普)、鳥獣保護区(特,普)
7	【置賜】 置賜署	いいでさんしゅうへん 飯豊山周辺	11,101.69	山形県小国町、飯豊町、新潟県新発田市、阿賀町、胎内市、関川村、福島県喜多方市、西会津町にまたがって位置している。 雄大で起伏に富んだ山岳地帯となっている。 標高400~2,000mの高山帯までの垂直的な森林帯を有し、亜高山落葉広葉樹林、ハイマツ林などの原生的で多様な森林が見られる。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。 (今後、関東森林管理局とも調整)	森林生態系保護地域	【一部】磐梯朝日国立公園(特保,1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特,普)
8	【置賜】 置賜署	あづまやましゅうへん 吾妻山周辺	3,890.31	山形県米沢市、福島県福島市、猪苗代町、北塩原村にまたがって位置している。 吾妻連峰一帯のアオモリドマツを主とする原生的な森林地帯のほか、山地湿原、雪田湿原、瀑布等変化に富んだ景観を有し、さらに、本地域を南限または北限とする植物の分布や原生的な森林に生息する貴重な動物相などが見られる。	本保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林として、これまで森林生態系保護地域として設定してきた区域である。 また、面積要件2,000haも確保されており、引き続き、森林生態系保護地域とする考え。 (今後、関東森林管理局とも調整)	森林生態系保護地域	【一部】磐梯朝日国立公園(特保,1特,2特,3特)、鳥獣保護区(普)

保護林の再編について(案)

(既設)森林生物遺伝資源保存林

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
1	【津軽、東青、三八上北】 津軽署、青森署、三八上北署	はっこうださん 八甲田山	6,409.70	青森県黒石市、平川市、青森市、十和田市にまたがって位置している。 標高600m～1100m程度ではブナ林が広く占める。亜高山帯ではアオモリドマツ林が広域を占め、他にダケカンバ林、ササ草原が見られる。稜線付近には自然低木林が分布し、横沼周辺には湿原が点在する。	本保護林は、地域を代表する自然状態が十分保存された天然林として、これまで森林生物遺伝資源保存林として設定されてきた区域である。 このため森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」であり、また、300ha以上の面積基準を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	十和田八幡平国定公園(特保,1特) 【一部】鳥獣保護区(特,普)
2	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署	おううさんみやくほくせい ぶ 奥羽山脈北西部	1,191.18	秋田県北秋田市、仙北市にまたがって位置している。 標高約800～1,000m程度までブナ林、スギ林、クロベ・キタゴヨウ林の天然林のほか、中間湿原等が、モザイク状あるいは混交して地域的にまとまって発達している。	本保護林は、地域を代表する自然状態が十分保存された天然林として、これまで森林生物遺伝資源保存林として設定されてきた区域である。 このため森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」であり、また、300ha以上の面積基準を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	森吉山県立公園(2特,3特) 【一部】鳥獣保護区(特,普)、史跡名勝天然記念物、特別母樹林

保護林の再編について(案)

(既設)植物群落保護林

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参考
1	【津軽】 津軽署	おおわにてんねんスギ、 ヒバこんこう 大鱒天然スギ、ヒバ混交	33.36	青森県大鱒町に位置している。 丘陵林であり、針葉樹スギとヒバが混生する混交林となっている。	本保護林は、大径のスギ・ヒバが混交する希少な天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	大鱒碇ヶ関温泉郷県立自然公園(2特) 【一部】特別母樹林
2	【津軽】 津軽署	おんべさわてんねんスギ 遠部沢天然スギ	21.25	青森県平川市に位置している。 スギが純林となる天然林である。	本保護林は、秋田スギの系統をくむスギ天然林であり、遺伝資源の保護上重要であること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	大鱒碇ヶ関温泉郷県立自然公園(2特) 【一部】砂防指定地
3	【東青】 青森署	ちょうぼうさんヒバ 眺望山ヒバ	44.81	青森県青森市に位置している。 滝ノ沢と中ノ沢に挟まれた尾根に生育する原生的なヒバ林の中に広葉樹林が混生している天然林である。	本保護林は、原生的なヒバの天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥獣保護区(普)
4	【東青】 青森署	うしろがたヒバ 後湯ヒバ	154.14	青森県青森市に位置している。 ヒバとブナが優占し、ミズナラ等の広葉樹が混交している状態であり、台風被害により発生したギャップが形成された地点では広葉樹、ササなどの侵入が見られる。	本保護林は、ヒバ林相からブナ林相に及ぶ推移を観察できる天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
5	【三八上北】 三八上北署	よこさわやまかつちまつ 横沢山甲地松	2.22	青森県東北町に位置している。 南部地方を代表するアカマツ高木林であり、特別母樹林(昭和48年)に指定されている。	本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林であり、当該地域では希少な個体群であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。一方、同林分は、特別母樹林(林業種苗法)として保護されている。このことから、今後同林分は保護林の設定はせず、特別母樹林として管理を行うことで希少な個体群の保護を図る考え。	保護林外 (特別母樹林)	特別母樹林
6	【馬淵川上流、米代川、雄物川】 岩手北部署、米代東部署、秋田署	はちまんたい 八幡平	10,234.55	岩手県八幡平市、秋田県仙北市、鹿角市にまたがって位置している。 山地帯から亜高山帯の典型的な垂直分布を示している。 また、散在する高層湿原があり希少な植物が見られる。標高1,000m程度から上は亜高山帯に入り、ブナの優占する山地帯の植生から、コメツガやダケカンパなどが優占する植生へと移行している。また、保護林内の山頂付近には高層湿原が散在し、多くの湿生の高山植物の生育地にあることを確認されている。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】十和田八幡平国立公園(特保,1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特,普)
7	【馬淵川上流】 岩手北部署	なつごおりやまふうけつ 夏氷山風穴	6.30	岩手県八幡平市に位置している。 石英粗面岩の柱状節理の岩層が堆積して冷風の通路となり風穴を形成しており、植物群落は崖面上の「ダケカンパナナカマド型」の中に「エゾヒョウタンボクナンブソウ型」が介在している。 風穴植物としての希産種には、他にエゾメシダ、チシマネコノメソウ、コマガタケスグリ等がある。	本保護林は、風穴という希少な立地条件の下に成立する植物群落であること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県史跡名勝天然記念物
8	【馬淵川上流】 岩手北部署	ひらぬかイヌブナ 平糠イヌブナ	55.06	岩手県一戸町に位置している。 平糠地域のイヌブナ林は薪炭材採取後の二次林ではあるが、イヌブナの自生がまとまりとしてみられる。 また、イヌブナの北限の森林でもある。	本保護林は、イヌブナの生息域の北限とされるイヌブナの天然林であり、分布限界域に位置する個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
9	【久慈・閉伊川】 三陸北部署	ひとりしげん 櫃取湿原	34.63	岩手県岩泉町に位置している。 ヒメシダ-ミズギク型を主体にミズバショウを伴う植生組成の中間湿原として代表的なものであり、この周囲のハクサンシャクナゲ群落を含む落葉広葉樹林の老齢林が広がる。	本保護林は、湿原植生の保護を目的としており、湿原という特殊な立地条件に群生する植生を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(普)
10	【久慈・閉伊川】 久慈支署	さむらいはまつ 侍浜松	7.21	岩手県久慈市に位置している。 南部アカマツの系統をくむ「侍浜松」の天然林であり、特別母樹林(昭和45年)に指定されている。	本保護林は、南部アカマツの系統をくむ「侍浜松」の天然林であり、遺伝資源として重要であること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	特別母樹林
11	【久慈・閉伊川】 久慈支署	はんじょうしなんぶアカマツ 半城子南部アカマツ	2.09	岩手県岩泉町に位置している。 南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林である。	本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林であり、遺伝資源としては重要であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。一方、南部アカマツの系統をくむアカマツの保護林は岩手県内でも複数あることから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、同林分は保護林の設定はしないこととする考え。	保護林外	

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参考
12	【大槌・気仙川】 三陸中部署	ごようざん 五葉山	1,950.79	岩手県大船渡市、釜石市、住田町にまたがって位置している。 コメツガ、ヒバを主とする天然生林及び五葉山の固有種であるゴヨウザンヨウラク等が分布している。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されてきた区域であり、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】五葉山県立自然公園(1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特,普)
13	【馬淵川上流】 岩手北部署	まつもりやまみどうまつ 松森山御堂松	7.32	岩手県八幡平市に位置している。 アカマツの天然林を主体とした林内の中下層にイタヤカエデ等の広葉樹が混生している。 南部アカマツの系統をくむ「御堂松」を主体とする天然林であり、特別母樹林(S48)に指定されている。	本保護林は、南部アカマツの系統をくむ御堂松の天然林であり、遺伝資源として重要であること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(普)、特別母樹林
14	【北上川上流】 盛岡署	きたかみやまみどうまつ 北上山御堂松	10.33	岩手県岩手町に位置している。 火山砕屑物の平坦地の上に生育する、南部アカマツの系統をくむ「御堂松」の天然林を保存している。	本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツ天然林であり、遺伝資源として重要であること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
15	【北上川上流】 盛岡署	おすけやまおうしゅくて んねんスギ 男助山鶯宿天然スギ	15.00	岩手県雫石町に位置している。 スギ、ヒバ、ネズコ、広葉樹の天然林の混交林を保存しており、特別母樹林(S48)に指定されている。	本保護林は、スギ・ヒバ・ネズコ・広葉樹等からなる天然林において、特にスギの天然林の遺伝資源として重要であること、当該地域では希少な個体群であること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	【一部】特別母樹林
16	【北上川中流】 岩手南部署	いちのせきとうざんまつ 一関東山松	3.78	岩手県一関市に位置している。 南部あかまつの系統をくむ「東山松」の天然林を主体としており、特別母樹林(S48)に指定されている。	本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林であり、当該地域では希少な個体群であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。一方、同林分は、特別母樹林(林業種苗法)として保護されている。このことから、今後同林分は保護林の設定はせず、特別母樹林として管理を行うことで希少な個体群の保護を図る考え。	保護林外 (特別母樹林)	特別母樹林
17	【北上川中流】 岩手南部署	ぶすがもり 毒ヶ森	1,639.11	岩手県花巻市に位置している。 日本海型のブナ林を主体として、松倉山山頂付近に「ブナ・ツツジ類-マルバマンサク型」の低木林、松倉山と駒頭山の間の稜線にミヤマナラやアカミノツツジ等からなる亜高山落葉広葉低木林、雪崩地植物群落であるヒメヤシブ、タニウツギ群落、湿性植物群落等がある。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】鳥獣保護区(普)
18	【北上川中流】 岩手南部署	やけいしだけ 焼石岳	8,768.22	岩手県奥州市、北上市、西和賀町、金ケ崎町にまたがって位置している。 高山帯は「ハイマツ-コケモモ型」を主体とした植物群落で、亜高山帯は「ミヤマナラ-チシマザサ型」、尾根部に「キタゴヨウ林」、湿性沢部に「トチ-カツラ-ユキツバキ-オンダ型」の群落組成がみられ、ヒメカイウ(南限)の群落のある中間湿原もある。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】栗駒国定公園(1特,2特,3特)、県史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区(普)
19	【北上川中流】 岩手南部署	ながはしてんねんスギ 長橋天然スギ	12.62	岩手県西和賀町に位置している。 一部の林分には高木層にブナ等の落葉広葉樹が混交しているが、保護林の指定区域全般にわたってほぼスギが優占している。	本保護林は、スギの天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
20	【北上川中流、雄物川】 岩手南部署、秋田署	わがだけ 和賀岳	8,954.72	岩手県西和賀町、秋田県仙北市、大仙市にまたがって位置している。 山地帯のブナ、ミズナラ林～亜高山帯のミヤマナラ群落、高山性のハイマツ群落に至る、多様な植生により構成される森林生態系。尾根部では、ヒノキアスナロ群落もみられている。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】真木真昼県立自然公園(1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特,普)
21	【北上川中流】 遠野支署	のざわひたいやまキタカ ミヒョウタンボク 野沢額山キタカミヒョウタンボク	25.34	岩手県花巻市に位置している。 岩手県内の北上山地にのみ局所的に自生する低木であるキタカミヒョウタンボクが、ウダイカンバと混交するブナ・ミズナラ群落内に自生しているものである。 また、キタカミヒョウタンボクの主要な生育地は、凹型斜面から谷型地形にある場所に成立している。カツラ・アカイダヤ・ホオノキ・トチノキ・オヒョウ・サワグルミなどが混在した溪畔林の林下で、崖錐が堆積した立地である。	本保護林は、岩手県のみ自生するキタカミヒョウタンボク(絶滅危惧IB類:環境省レッドリスト)の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥獣保護区(普)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
22	【北上川中流】 遠野支署	さるやりしつげん 猿屋裏湿原	1.25	岩手県遠野市に位置している。 北上山地の湿原のうち、もともと高層湿原的要素の多い植物群落を有している。池沼中は「ミカズキグサ・ヤチスゲ型」、湿原中は「ミズゴケ・ミカズキグサ型」の高層湿原要素の群落組成であり、周縁部は「レンゲツツジ・ハイイヌツグ型」を主体に「ヤマアゼスゲ・タチギボウシ型」等の中間湿原要素の植物群落となっている。	本保護林は、湿原植生の保護を目的としており、湿原という特殊な立地条件に群生する植生を保護対象としているが、面積要件5ha以上を満たしておらず、引き続き自然維持タイプとして自然の推移に委ねる管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。 一方、本保護林は緑の回廊の中に位置しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所の緑の回廊に空白地帯が生じてしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする考え。	保護林外 (北上高地緑の回廊)	
23	【宮城北部】 宮城北部署	じしょうざんてんねんスギ 自生山天然スギ	130.75	宮城県大崎市に位置している。 栗駒山麓の南麓に位置する自生山に成立した、スギの天然林である。	本保護林は、スギの天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	栗駒国定公園(1特,3特)【一部】鳥獣保護区(普)
24	【宮城北部、宮城南 部、最上村山】 宮城北部署、仙 台署、山形署	ふながたやま(ごしょ ん) 船形山(御所山)	7,150.73	宮城県加美町、色麻(しかま)町、仙台市、山形県尾花沢市にまたがって位置している。 船形山を中心として広がる複合的な植物群落であり、日本海型ブナ林、ミヤマナラ林、キタゴヨウ・クロベ林、サワグルミ・オヒョウ林といった森林植生のほか、風穴植物群落、湿性植物群落などを含む。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	船形連峰県立自然公園(1特,2特,3特)【一部】鳥獣保護区(特、普)
25	【宮城南 部】 仙台署	あおばみなみモミ 青葉南モミ	5.54	宮城県丸森町に位置している。 モミとイヌブナ等が混生している天然林である。 この地域の極相と考えられる森林であり、この地域としてはここだけに見られ、モミの優占する林である。	本保護林は、モミの天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	阿武隈溪谷県立自然公園(1特)
26	【宮城南 部】 仙台署	かぎとりやまモミ 鉤取山モミ	9.08	宮城県仙台市に位置している。 モミを主体とする針広混交の天然林であり、林内にはイヌブナが混生している。	本保護林は、モミの天然林であり、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県自然環境保全地域(普)、鳥獣保護区(普)
27	【宮城南 部】 仙台署	やたろうやまてんねんし んようじゅ 弥太郎山天然針葉樹	35.36	宮城県白石市に位置している。 尾根上にはアカマツ・キタゴヨウ、斜面上にはアカマツ・モミが生育する。 高木層はアカマツを主として針葉樹が占め、亜高木層以下にはブナ・ミズナラ・コナラを中心に広葉樹が広く生育している。	本保護林は、気候帯(暖温帯から冷温帯)により分布域が異なるアカマツ、モミ、ヒバ、キタゴヨウ等が混生する希少な天然林である。希少な個体群を保護対象としていること及び、面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
28	【宮城南 部】 仙台署	ざおうまのかみだけカラ マツ 蔵王馬の神岳カラマツ	1.92	宮城県蔵王町に位置している。 当保護林内のカラマツは分布の北限とされている。	本保護林は、天然に生育するカラマツの北限地であることに着目して設定されたものであり、分布限界域に位置する個体群である。しかしながら、面積が5haに満たないこと、また、当該林分の周囲は別途蔵王植物群落保護林となっていることから、これらを一体的に保護林として整備する考え。	生物群集保護林 (蔵王と統合)	蔵王国定公園(2特)、 鳥獣保護区(普)
29	【宮城南 部、最上 村山】 仙台署、山形署	ざおう 蔵王	6,619.18	宮城県白石市、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、山形県山形市、上市市にまたがって位置している。 蔵王山系一帯を占めるものであり、その森林構成は一部急崖地形等の林地外を除きすべて天然林となっている。 また、ブナを主体とする林分は標高1350m付近からアオモリドマツ林に移行する。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	蔵王国定公園(1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特、普)
30	【米代川、雄物 川】 上小阿仁支署、 秋田署	たいへいざんしゅうへん 太平洋周辺	7,223.25	秋田県秋田市、北秋田市、上小阿仁村にまたがって位置している。 広域的に高齢級ブナ林が分布するとされる。 尾根筋には、キタゴヨウ・クロベ林やオサバグサ、コアニチドリ等の貴重群落・貴重種の生育環境が残されている。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】太平山県立自然公園(1特,2特,3特)
31	【米代川、雄物 川】 上小阿仁支署、 秋田署	ばんどりもり・だいぶつだ けブナ 番鳥森・大仏岳ブナ	1,238.51	秋田県秋田市、仙北市、北秋田市にまたがって位置している。 原生的なブナ林の保護および大仏岳山頂域付近の風衝地には岩壁植生が分布する。 また、保護林内にはタカネバラの生育地があり、秋田県内唯一の自生地として貴重である。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	【一部】県自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(普)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
32	【米代川】 米代西部署	にぶなみずさわスギ 仁鮎水沢スギ	18.46	秋田県能代市に位置している。 林内のほぼ全域が、高直径100cm前後、樹高50m前後の通直なスギが生育する天然林である。 明治以後、殆ど保育を行ったことがなく僅かに風倒木や枯損木等の被害木を伐採撤出した程度である。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	史跡名勝天然記念物
33	【米代川】 米代西部署	こがけやまスギ 小掛山スギ	16.20	秋田県能代市に位置している。 藩政時代における御留山としての名残をとどめるスギの天然林である。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	太平山県立自然公園 (3特)
34	【米代川】 米代西部署	にぶなふちせカツラ 仁鮎瀬カツラ	0.20	秋田県能代市に位置している。 カツラが純林状に自生している天然林であり、県内ではこのようにまとまった純林は、非常に珍しい。 なお、スギ植林に囲まれていて保護林の中央部は湿地になっており、その湿地を取り囲むようにカツラが分布している。	本保護林は、カツラの天然林に着目して設定されたものであるが、面積が極めて小さい。このため、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。	保護林外	
35	【米代川】 米代西部署	おがやまスギ 男鹿山スギ	60.43	秋田県男鹿市に位置している。 一般的に潮害に弱いとされている秋田スギが日本海からの潮風を浴び季節風に耐え自生しており、非常に珍しい天然林である。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしている。 一方、当該林分はスギ林であり、隣接する男鹿半島海岸植生植物群落保護林と同様の地形環境にあることから、統合し一体的に保護する考え。	生物群集保護林 (男鹿半島海岸植生と 統合)	男鹿国定公園(特保,1 特)
36	【米代川】 米代西部署	おがはんとうかいがん しよくせい 男鹿半島海岸植生	550.13	秋田県男鹿市に位置している。 男鹿半島の日本海側の西斜面に位置し、地形は急峻な岩石地が多く、海風を直接受ける地形環境にはミズナラ、イタヤ、カシワ林など北地海岸風衝林がみられる。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されてきた区域であり、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	男鹿国定公園(特保,1 特,2特)、鳥獣保護区 (普)
37	【雄物川】 秋田署	こまたさわスギ 小又沢スギ	42.19	秋田県秋田市に位置している。 太平山県立自然公園区域内の標高150~490mにわたって自生しているスギの天然林である。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
38	【雄物川】 秋田署	ユキツバキ ユキツバキ	5.78	秋田県仙北市に位置している。 ユキツバキの生育北限とされている天然林である。	本保護林は、ユキツバキの保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	田沢湖抱返り県立自然 公園(1特)、史跡名勝 天然記念物
39	【雄物川】 秋田署	おくやまさわスギ 奥山沢スギ	9.24	秋田県大仙市に位置している。 岩三川流域の急傾斜地にスギが自生する天然林であり、当該流域に残されている唯一のものである。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5haを満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
40	【雄物川】 秋田署	こまたさわバッコすぎ 小又沢バッコ杉	0.08	秋田県大仙市に位置している。 バッコ杉は、小又沢国有林の溪谷沿い斜面地に成立するスギの天然林であり、古くから巨木として、地域住民から伝承されてきたものである。	本保護林は、巨木(単木)に着目して設定されたものであり、生態系というよりは単木の保護である。 このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。 なお、バッコ杉は大仙市の天然記念物に指定されており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外	大仙市指定天然記念 物
41	【雄物川】 秋田署	まひるだけオサバグサ 真昼岳オサバグサ	5.00	秋田県美郷町に位置している。 オサバグサ群落をなして、自生している天然林である。 オサバグサは、学術上本州北部及び中部の、高山・亜高山の針葉樹林内に自生する多年生草本であるといわれているが、当該自生地は、標高980mから真昼岳頂上の、キャラボク林下にミヤマカタバミを伴って群生しており、特異とされている。	本保護林は、オサバグサの保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	真木真昼県立自然公 園(1特)
42	【雄物川】 秋田署	ゆぶちさわヒメカイウ 湯沢沢ヒメカイウ	4.97	秋田県美郷町に位置している。 ヒメカイウが、昭和63年に秋田県内では初めて発見された場所であり、自生地周辺の人工林を含めて保存されている。 なお、ヒメカイウは、氷河期の遺産植物で、ブナ帯からシラビソ帯の浅い水中や湖畔に群生する。	本保護林は、ヒメカイウ(準絶滅危惧種(NT):環境省レッドリスト等)に着目して設定されたものであり、生育地である湿地に拡大の余地がなく、面積要件5ha以上を満たしていないが、モニタリング調査結果から該当箇所が持続的に維持されてきていることを踏まえると、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参考
43	【雄物川】 秋田署	かにばさわトガクシショウ マ 蟹場沢トガクシショウマ	3.00	秋田県仙北市に位置している。 トガクシショウマが谷川沿いの陰地に群落をなす、ブナを主体とした広葉樹林である。 トガクシショウマは、日本特産の稀産種であり、個体数が極めて少ないとされている。	本保護林は、トガクシショウマ(準絶滅危惧種(NT):環境省レッドリスト等)着目して設定されたものであるが、面積要件5ha以上を満たしておらず、引き続き自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。 一方、本保護林は緑の回廊に接続しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所 の緑の回廊が狭隘になってしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込む考え。	保護林外 (奥羽山脈緑の回廊)	十和田八幡平国立公園(3特)
44	【雄物川】 秋田署	せんがんとうげスギ 仙岩峠スギ	6.94	秋田県仙北市に位置している。 渓谷沿いの山腹の急斜面地にスギが自生しているを特徴とする天然林である。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護 対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林と する考え。	希少個体群保護林	
45	【雄物川】 秋田署	なつせヒバ 夏瀬ヒバ	9.47	秋田県仙北市に位置している。 純林状のヒバの天然林である。	本保護林は、ヒバの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護 対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林と する考え。	希少個体群保護林	田沢湖抱返り県立公園 (3特)
46	【雄物川】 秋田署	ぶどうもりブナ 葡萄森ブナ	578.57	秋田県仙北市に位置している。 葡萄森南西斜面等に成立する原生的な天然林。 高木層はブナが優占している。亜高木層は欠き、低木層はオオバクロモジが優占し、 このほかにオオカメノキ、ハウチワカエデ、リュウブ等が混生している。 草本層はチシマザサ、ヤマソテツ、コカンスゲ等、多くの植物の生育がみられる。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されてきた区域であり、森林の 状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固 有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha 以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	
47	【雄物川、最上村 山】 湯沢支署、最上 支署	おがちとうげスギ 雄勝峠スギ	328.11	秋田県湯沢市、山形県真室川町にまたがって位置している。 スギを中心してクロベ、キタゴヨウ、ブナ等が混生している天然林である。	本保護林は、混交林であり植物群落保護林に区分されているが、混交林の中のスギの 天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていると判断 されること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考 え。	希少個体群保護林	【一部】砂防指定地
48	【雄物川】 湯沢支署	たしろぬますいせい 田代沼水生	18.73	秋田県湯沢市に位置している。 田代沼及びその周辺を取り囲む天然林で構成される箇所である。 栗駒周辺には、このような湿性環境が多数見られるが田代沼は、山地の腐植酸性の 池沼に極めて稀に生息するオゼコウホネが確認されている。	本保護林は、沼地に成立している様々な植生を保護することを目的に設定されてい るが、その中には特殊な立地条件に群生する植生(絶滅危惧Ⅱ類:環境省レッドリスト)も 含まれており、希少な個体群を保護対象としていると判断されること及び、面積要件5ha 以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	栗駒国定公園(3特)、 鳥獣保護区(普)
49	【子吉川】 由利署	ほうないのはっぼんすぎ 法内の八本杉	0.50	秋田県由利本荘市に位置している。 法内の八本杉は、樹齢500年以上といわれる巨木である。 根元には、山の神を祀るお堂と鳥居があり、『神の宿り木』として法内地区住民に大切 に保存されてきたものである。	本保護林は、巨木(単木)に着目して設定されたものであり、生態系というよりは単木の 保護である。 このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理 経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。 なお、法内の八本杉は秋田県により天然記念物に指定されており、今後も指定に基づ いた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外	秋田県指定天然記念 物
50	【子吉川】 由利署	ししがはなしつげん 獅子ヶ鼻湿原	26.11	秋田県にかほ市に位置している。 ブナを主体とした落葉広葉樹林と低木林及び湿原が大部分を占め、緩斜面の台地 には湧水が点在し、湧水からは網目状に流路が発達し、その周囲には多様な水生・湿原 植物が生育している。	本保護林は、湿原に成立している様々な植生を保護することを目的に設定されており、 湿原という特殊な立地条件に群生する植生を保護していること、及び面積要件5ha以上 を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥海国定公園(3特)、 鳥獣保護区(普)、史跡 名勝天然記念物
51	【子吉川】 由利署	ちょうかいコメツガ 鳥海コメツガ	9.87	秋田県にかほ市に位置している。 鳥海山地域では当地域のみにコメツガ群落が出現する天然林である。	本保護林は、コメツガ天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護 対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしている。 一方、本保護林は周囲を鳥海山植物群落保護林に取り囲まれていること、また、アクセ スに多くの時間が必要であるため、今後は鳥海山植物群落保護林の一部として管理す る考え。	生物群集保護林 (鳥海山と統合)	鳥海国定公園(2特)、 鳥獣保護区(普)
53	【子吉川】 由利署	うぐいすがわブナ 鶯川ブナ	2.19	秋田県由利本荘市に位置している。 伐採の方法別にブナ稚樹の発生状況や生長の推移などの資料を得るために設定さ れたブナ天然更新比較展示林でもあり、伐採方法の違いにより、皆伐区・択伐区・無処 理区に分けられている。	本保護林は、展示林(模範的な施業を行った林分等のうち、長期的に存置し、国民各 層への森林施業についての広報等に利用することが適当な林分。)であること、また、面 積が5haに満たないため、引き続き展示林としての機能を維持するよう管理経営をす ることとし、保護林は設定しない考え。	保護林外 (ブナ天然更新比較展 示林)	鳥海国定公園(3特)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
54	【子吉川、庄内】 由利署、庄内署	ちょうかいさん 鳥海山	7,148.58	秋田県にかほ市、由利本荘市、山形県酒田市、遊佐町にまたがって位置している。 概ね標高1,100mまではブナ・チシマザサ群落、その上部にはミヤマナラ、ハイマツ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、ミネカエデ等の群落、凹地帯には雪原植物群落、ツガザクラ群落が分布している。 なお、鳥海山特産種であるチョウカイフスマ・チョウカイアザミが生育しているほか、秋田県側の一部にはコマツガの分布が確認されている。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	鳥海国定公園(1特,2特,3特) 【一部】鳥獣保護区(普)
55	【庄内】 庄内署	こばやしがわツゲ 小林川ツゲ	0.57	山形県酒田市に位置している。 小林川右岸のツゲ群落で、自生北限地とされている。	本保護林は、ツゲ(絶滅危惧Ⅱ類:県レッドデータブック)の自生北限地であることから設定されたものであるが、面積が極めて小さいため、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。	保護林外	
56	【庄内】 庄内署	いたじきさわおおやし つげん 板敷沢大谷地湿原	4.79	山形県庄内町に位置している。 集落近くの平地に準ずる低海拔地域にある湿原で、アゼスゲ、ヤマドリゼンマイ、オオミズゴケなどの低層湿原植物が群落を形成しており、周辺にはハンノキが占有する湿地林がある。	本保護林は、湿原に着目して設定されたものであるが、面積が5haに満たないため、引き続き機能類型を自然維持タイプとして、自然の推移に委ねる管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。	保護林外	
57	【庄内、最上村山】 庄内署、最上支署	がっさん 月山	6,821.54	山形県鶴岡市、庄内町、大蔵村にまたがって位置している。 月山周辺の標高700~1,400mの区域にはブナ林が広がっており、その上部にはミヤマナラ、ナナカマド、ミネカエデ、チシマザサ等の群落が発達している。 さらに、固有種のガッサンチドリ、南限種のエゾノツガザクラ、北限種のハクサントリカブトなどが生育している。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	磐梯朝日国立公園(特保,1特,2特,3特) 【一部】史跡名勝天然記念物
58	【最上村山】 山形署	おしみずのもりスギ 御清水の森スギ	1.09	山形県上市市に位置している。 スギの主体とした文政年間に植栽された高標高地に生育する高齢級の人工林であり、スキー場内の森林であって蔵王国定公園に位置している。 また、植林されたスギが林立しており、一帯はかつて蔵王信仰の登山口として賑わったところであり、スギの他にミズナラやブナが混生している。	本保護林は、高標高地に生育するスギに着目して設定されたものであるが、面積が非常に小さいこと、そもそも古い人工植栽であることから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。	保護林外	蔵王国定公園(2特)、 鳥獣保護区(普)
59	【最上村山】 最上支署	やまのうちスギ 山の内スギ	242.96	山形県戸沢村に位置している。 山の内スギ林木遺伝資源保存林の近隣に位置するものであり、典型的なウラスギの性状をそなえたスギの天然林が、ミズナラやブナを混生している。	本保護林は、スギの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	【一部】最上川県立自然公園(1特,3特)、特別母樹林
60	【最上村山】 最上支署	いわがみごんげんすぎ およびいわがみごんげ んのクロベ 岩神権現杉及び岩神権 現のクロベ	0.05	山形県大蔵村に位置している。 樹高約25m、幹周り約7.1mのスギの天然林の巨木と、樹高約25m、幹周り約12.2mのクロベの天然林の巨木である。	本保護林は、巨木(単木)に着目して設定されたものであり、生態系というよりは単木の保護である。 このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。 なお、本スギ及び本クロベは大蔵村により天然記念物に指定されており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外	大蔵村指定天然記念物
61	【置賜】 置賜署	おおいしざわブナ 大石沢ブナ	7.75	山形県小国町に位置している。 二次林であるブナの天然林である。	本保護林は、ブナ天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上であることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
62	【置賜】 置賜署	あさのまたヒメコマツ 浅俣ヒメコマツ	8.22	山形県川西町に位置している。 低山帯(標高360m~470m)に群生している天然林のヒメコマツ林分である。	本保護林は、ヒメコマツ天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上であることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
63	【置賜】 置賜署	やじだいらオサバグサ 谷地平オサバグサ	0.10	山形県飯豊町に位置している。 高山、亜高山の針葉樹林内に自生するものが多いが、ここでは広葉樹林内に自生しており珍しい。 また、高木層にブナ、スギ、亜高木層にスギ、低木層にリョウブ、草本層にヤマトテツ、リョウメンシダが生育している。	本保護林は、オサバグサ(絶滅危惧Ⅱ類:県レッドデータブック)に着目して設定されたものであるが、面積が極めて小さい一方、文献調査では当該地域(飯豊山谷地平湿原周辺)にも見られることなどから、引き続き自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。	保護林外	鳥獣保護区(普)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
64	【置賜】 置賜署	つがみねいもりやま 梅峰・飯森山	1,043.30	山形県米沢市、飯豊町に位置している。 原生的なブナの天然林のほか、梅峰には、気候的極相として分布限界のアオモリド マツ林が分布している。 このほかに、キタゴヨウクロベ、ヒメヤシャブシータニウツギ、チシマザサ群落等が展 開している。	本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、 生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物 群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、300ha以上の面積基準を 満たしていることから、生物群集保護林とする考え。	生物群集保護林	
65	【宮城北部】 宮城北部署	あきんどぬま 商人沼	2.25	宮城県加美町に位置している。 商人沼に生育するヒメカイウ、ヒメミクリ等の貴重な湖泥植物やこれらに依存するキンイ ロネクイハムシ等の昆虫類、キンブナとギンブナの中間種とみられるフナと宮城県レッドリ ストにおいて絶滅危惧種に指定されているシナイモツゴが生息している。	本保護林は、沼に生育する植生及びシナイモツゴの生息環境を保全することを目的と しており、沼の生態系という特殊な立地条件に成立する植生を保護対象としているが、面 積要件5ha以上を満たしておらず、引き続き自然維持タイプとして、自然の推移に委ねる 管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。 また、本保護林は緑の回廊の中に位置しており、単純に保護林を解除した場合、当該 箇所の緑の回廊に空白地帯が生じてしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込 むこととする。 なお、同区域は、県自然環境保全地域にも指定されており、今後もこの指定等に基づ いた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外 (奥羽山脈緑の回廊)	商人沼県指定自然環 境保全地域、鳥獣保護 区(普)
66	【宮城北部】 宮城北部署	くりはらせんねんクロベ 栗原千年クロベ	40.15	宮城県栗原市に位置している。 樹高22m、幹周り10mもある「千年クロベ」と呼ばれる巨木をはじめ、周辺のブナ林内 に点在してクロベの天然林が自生している。	本保護林は、クロベの天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保 護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護 林とする考え。	希少個体群保護林	鳥獣保護区(普)

保護林の再編について(案)

(既設) 林木遺伝保存林

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
1	【津軽】 津軽署	あおにさわブナ 青荷沢ブナ	13.76	青森県黒石市に位置している。 ブナを主体とする天然林が生育するブナ-チシマザサ群落構成されている。	本保護林は、ブナ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
2	【津軽】 津軽署	たいこやまネズコ 太鼓山ネズコ	10.00	青森県弘前市に位置している。 ネズコを主体とし、ブナが混交する天然林であり、保存対象種ネズコは、保護林内において尾根上付近にまとまって生育している。	本保護林は、ネズコ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
3	【津軽】 津軽署	おくあかいしブナ 奥赤石ブナ	18.13	青森県鯉ヶ沢町に位置している。 広葉樹ブナを主体とし、ホオノキ・トチノキなどが混交する天然林であり、日本海型ブナ林の様相を呈し、過去に施業の形跡等が無い。	本保護林は、ブナ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥獣保護区(普) 【一部】赤石溪流暗門 の滝県立自然公園(2特)
4	【津軽】 津軽署	やぐらやまスギ 矢倉山スギ	8.48	青森県鯉ヶ沢町に位置している。 スギを主体とし、ブナが混交する天然林である。	本保護林は、スギ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	【一部】特別母樹林
5	【津軽】 津軽署	みなみおいらせウダイカンバ 南追良瀬ウダイカンバ	6.11	青森県深浦町に位置している。 ウダイカンバ・ドロノキの天然林であり、大正時代初期に地滑りが発生し、その後にウダイカンバ等が発生したものと考えられている。	本保護林は、ウダイカンバ・ドロノキ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
6	【津軽】 金木支署	じゅうさんクロマツ 十三クロマツ	5.35	青森県五所川原市に位置している。 クロマツ林は、明治32年に海岸砂防林として、植栽された人工林であるが、形質が良好で特別母樹林に指定されている。	本保護林は、クロマツ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	津軽国定公園(2特)、 特別母樹林
7	【津軽】 金木支署	きたこどまりヒバ 北小泊ヒバ	3.85	青森県中泊町に位置している。 ヒバの天然林であり、ha当たり1,000m ³ の蓄積があるヒバ林で、最大胸高直径90cm、最大樹高28~30mである。	本保護林は、ヒバに着目して設定されたものであるが、面積が5haに満たないため、保護林の設定はしない考え。 このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととする。 なお、津軽国定公園(第3種特別地域)に含まれており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外	津軽国定公園(3特)、 鳥獣保護区(普)
8	【下北】 下北署	さとうがだいらヒバ 佐藤ヶ平ヒバ	13.67	青森県大畑町に位置している。 下北地域でも代表的なヒバの天然林であり、藩政時代から保護と更新が図られてきた典型的な林分である。	本保護林は、ヒバ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
9	【下北】 下北署	ふたまたやまケヤキ 二股山ケヤキ	29.04	青森県大間町に位置している。 ケヤキの天然林の北限に位置するとして重要である。 また、ミズナラ、イタヤカエデが混交して生育する広葉樹林である。	本保護林は、ケヤキ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
10	【久慈・閉伊川】 三陸北部署	ごんげんシラカンバ 権現シラカンバ	5.25	岩手県岩泉町に位置している。 シラカンバの天然林が優占する林分となっている。	本保護林は、シラカンバ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
11	【久慈・閉伊川】 三陸北部署	ごんげんアカマツ 権現アカマツ	6.75	岩手県岩泉町に位置している。 アカマツの天然林が優占する林分となっている。	本保護林は、アカマツ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
12	【久慈・閉伊川】 三陸北部署	じゅうにじんやまミズメ 十二神山ミズメ	37.16	岩手県宮古市に位置している。 ミズメを保存対象種としており、斜面上にはブナ・チマキザサ群落、沢沿いにはサワグルミ群落の他、胸高直径1mを超すケヤキやトチノキの天然林が混生している。	本保護林は、天然林に分布するミズメの保護を目的として設定されており、天然林には他にトチノキ、サワグルミ、カツラ、ブナ、ハリギリ等が生育している。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥獣保護区(普)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
13	【久慈・閉伊川】 三陸北部署	つがるいしかわイヌブナ 津軽石川イヌブナ	10.00	岩手県山田町に位置している。 イヌブナの天然林の北限とされている。	本保護林は、イヌブナ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
14	【久慈・閉伊川】 三陸北部署	はやちねさんウダイカンバ 早池峰山ウダイカンバ	5.31	岩手県宮古市に位置している。 ウダイカンバが優占する保護林であり、昭和49年に山火事が発生し、その跡地に天然下種により発生したものとされている。	本保護林は、ウダイカンバ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
15	【久慈・閉伊川】 久慈支署	あつかもりブナ 安家森ブナ	17.74	岩手県岩泉町に位置している。 ブナの天然林が優占する林分であり、北上山地北部に残存する優良ブナ林の北限地とされている。	本保護林は、ブナ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
16	【北上川上流】 盛岡署	さんのうかいネズコ 山王海ネズコ	5.45	岩手県紫波町に位置している。 ネズコを主体とする天然林である。	本保護林は、ネズコ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
17	【北上川中流】 岩手南部署	タデぬまホオノキ タデ沼ホオノキ	32.30	岩手県奥州市に位置している。 ホオノキの天然林の中にブナが散在している状態にあり、タデ沼の南側には比較的多く生育している。	本保護林は、天然林に分布するホオノキの保護を目的として設定されており、天然林には他に、ブナ、イタヤカエデ等が生育している。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
18	【北上川中流】 遠野支署	ことはたしつげんハルニレ 琴畑湿原ハルニレ	17.00	岩手県遠野市に位置している。 数少ない中間湿原の初期の段階にあるものとして、今後における湿原の遷移の系列が注目されるものであり、湿原周辺の他に例をみないハルニレ、エゾノコリンゴの群落及びモリアオガエルの生息がみられる。	本保護林は、湿原に成立している様々な植生を保護することを目的として設定されている。 このため湿原という特殊な立地条件に群生する植生を保護していること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県自然環境保全地域(特)
19	【宮城北部】 宮城北部署	まきのさきスギ 牧の崎スギ	9.69	宮城県石巻市に位置している。 牧の崎海岸沿いであり、伏条によって生じた東向き斜面に成立したスギの天然林である。	本保護林は、スギ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	三陸復興国立公園(特1)、鳥獣保護区(普)
20	【宮城北部】 宮城北部署	こまがみねモミ 駒ヶ峰モミ	8.19	宮城県石巻市に位置している。 純林のモミの天然林である。	本保護林は、モミ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	三陸復興国立公園(特2)、鳥獣保護区(普)
21	【宮城北部】 宮城北部署	ますぶちかんのんどうカヤ 鱒淵観音堂カヤ	9.99	宮城県登米市に位置している。 カヤの天然林で、スギ、モミ、ケヤキ、イヌブナなどが混生している。	本保護林は、天然林に分布するカヤの保護を目的として設定されている。天然林には他に、スギ、モミ、クリ、コナラ、ケヤキ等が生育している。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県自然環境保全地域(特)
22	【宮城北部】 宮城北部署	おおみねさんクヌギ 大峰山クヌギ	9.08	宮城県登米市に位置している。 クヌギの天然林を主体とした落葉広葉樹林であり、クヌギのほかコナラやカスミザクラなどが林分を優占している。	本保護林は、クヌギ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
23	【宮城北部】 宮城北部署	かまないブナ 鎌内ブナ	19.46	宮城県大崎市に位置している。 ブナの天然林で、日本海型ブナ林の典型的な林分となっている。	本保護林は、ブナ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	栗駒国立公園(3特) 【一部】鳥獣保護区(並)
24	【宮城北部】 宮城北部署	おぐろがさきアカシデ 小黒崎アカシデ	10.81	宮城県大崎市に位置している。 小黒ヶ崎山(標高244.6m)の西向き急傾斜に成立したアカシデの優占群落である。 また、該当箇所の中腹から尾根付近にかけて、アカマツの天然林の大径木が点在しているが、昭和61年以降、アカマツには樹幹注入を行いマツクイムシ被害の予防に努めている。	本保護林は、アカシデ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
25	【宮城北部】 宮城北部署	うるしざわだけとやまオニグルミ 漆沢岳外山オニグルミ	5.40	宮城県加美町に位置している。 山形県との県境に近く、オニグルミの天然林の優占度が高い林分である。	本保護林は、オニグルミ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥獣保護区(普)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
27	【宮城南部】 仙台署	とくらさんウラジロガシ 斗蔵山ウラジロガシ	11.94	宮城県角田市に位置している。 ウラジロガシの天然林の北限地であり、カヤ等暖地的要素を多く含む林分である。	本保護林は、ウラジロガシ及びカヤ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	県自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(普)
28	【米代川】 米代東部署	とわだイタヤカエデとう 十和田イタヤカエデ等	55.20	秋田県小坂町に位置している。 イタヤカエデを主体とする天然林のほか、トチノキ・ホオノキ・サワグルミ・オヒョウ・ミズキ・カツラ・ハルニレ・キハダ・ハリギリなどの溪畔林や斜面凹地から山脚堆積面の湿潤な立地に生育する樹木が混在して成立している樹林である。	本保護林は、イタヤカエデ等からなる天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	十和田八幡平国立公園(特1)、鳥獣保護区(普)、史跡名勝天然記念物
29	【米代川】 米代東部署	おおたきさわアカマツ 大滝沢アカマツ	8.48	秋田県大館市に位置している。 アカマツの天然林であり、密度が高く生育している林分と、アカマツの生育密度が低く、ミズナラ・コナラなどが侵入して混交林化が進行している林分に分かれる。	本保護林は、アカマツ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
30	【米代川】 上小阿仁支署	こうやウダイカンバ 幸屋ウダイカンバ	14.24	秋田県北秋田市に位置している。 ウダイカンバを主体とする天然林にブナが混生する林であり、ブナ林に遷移していく途上にあると推測される林分である。	本保護林は、ウダイカンバ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
31	【米代川】 米代西部署	おがケヤキ 男鹿ケヤキ	44.52	秋田県男鹿市に位置している。 本保護林内に生育しているケヤキの天然林は、齢級に限らずほとんどのものが萌芽樹形を呈しており、風衝に対応しこのような樹形になったと推定される。 また、地形の緩やかな傾斜地にはケヤキの天然林は少なく、平衡斜面の岩角地や崖錐堆積地に生育している。	本保護林は、ケヤキ天然林の保護を目的として設定されており、希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしている。 一方、当該林分はケヤキ林であり、隣接する男鹿半島海岸植生植物群落保護林と同様の地形環境にあることから、統合し一体的に保護する考え。	生物群集保護林 (男鹿半島海岸植生と統合)	男鹿国定公園(1特)鳥獣保護区(普)
32	【雄物川】 秋田署	かるいざわアカシデ 軽井沢アカシデ	9.04	秋田県秋田市に位置している。 対象となるアカシデの天然林は、尾根部の急峻な部分に林分を形成している。	本保護林は、アカシデ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	太平山県立公園(2特)、鳥獣保護区(普)
33	【雄物川】 秋田署	にべつスギ 仁別スギ	20.50	秋田県秋田市に位置している。 保護対象となるスギの天然林は、低木層～高木層までみられ、高木層は38mにも達し、スギの材積率は97%と高い。	本保護林は、スギ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	太平山県立自然公園(2特)、鳥獣保護区(普)
34	【雄物川】 秋田署	たざわこコナラ 田沢湖コナラ	4.67	秋田県仙北市に位置している。 保護対象となるコナラの天然林は、田沢湖岸と道路に挟まれた山地斜面と湖岸の段丘面から構成されており、本数率35%、材積率で55%と優占している。	本保護林は、コナラに着目して設定されたものであるが、面積が5haに満たないため、保護林の設定はしない考え。 このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととする。 なお、田沢湖県立自然公園(第1種特別地域)に含まれており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外	田沢湖抱返り県立自然公園(1特)、鳥獣保護区(特)
35	【子吉川】 由利署	ちょうかいムラスギ 鳥海ムラスギ	13.18	秋田県由利本荘市に位置している。 保存対象種スギの他にブナやミズナラの天然林を混生しており、スギの多くは地上3～4mで樹幹が分岐し特異な形態を示している。 なお、この樹幹の分枝は積雪量と関係が深いと考えられている。	本保護林は、広葉樹天然林に散在するスギの保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。 また、名称は「ムラスギ」が地域で称されている名称であり、名称設定の原則に基づけば、「鳥海スギ」とする考え。 なお、鳥海ムラスギは秋田県により天然記念物に指定されており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	希少個体群保護林	鳥海国定公園(3特)、秋田県指定天然記念物
36	【庄内】 庄内署	めがタブ 女鹿タブ	6.09	山形県遊佐町に位置している。 区域全体の4割はタブノキが優占する純林で、残りの6割は萌芽樹形のミズナラ・コナラ・ヤマザクラなどからなる落葉広葉樹林に、タブノキが1割程度混生している。	本保護林は、タブノキ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥海国定公園(3特)【一部】史跡名勝天然記念物
37	【庄内】 庄内署	ちょうかいブナ 鳥海ブナ	21.20	山形県酒田市に位置している。 ブナの高木林で、最大の個体は胸高直径100cm弱、樹高30m弱に達する。 このような生育のよいブナがパッチ状に生立している一方で、倒伏しギャップが生じている箇所もある。	本保護林は、ブナ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	鳥海国定公園(3特)、鳥獣保護区(普)

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
38	【庄内】 庄内署	はちけんやまクロマツ 八間山クロマツ	12.04	山形県酒田市に位置している。 概ね全域にわたり、胸高直径40cm程度、樹高20m程度のクロマツ天然林が生立している。	本保護林は、クロマツ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	庄内海浜県立公園 (普)
39	【最上村山】 最上支署	やまのうちスギ 山の内スギ	12.86	山形県戸沢村に位置している。 山の内スギ植物群落保護林の近隣に位置するものであり、典型的なウラスギの性状をそなえたスギの天然林が、ミズナラやブナを混生してかなり多く残存している。	本保護林は、スギ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	最上川県立自然公園 (特1)
40	【最上村山】 山形署	ゆうせんきょうクリ 遊仙峡クリ	10.90	山形県山形市に位置している。 クリの天然林であり、標高の低い部分にはクリが優先しその上部にはサワグルミの林が見られる。	本保護林は、クリ天然林の保護を目的として設定されている。 希少な個体群を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	蔵王国定公園(2特)
41	【置賜】 置賜署	たざわがしらウバスギ 田沢頭ウバスギ	1.15	山形県小国町に位置している。 標高約300mの低地帯峰筋に僅かに群生しているスギを混生する天然林である。	本保護林は、スギに着目して設定されたものであり、低山地帯峰筋に僅かに群生しており、面積が非常に小さいことから、保護林の設定はしない考え。 なお、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行う考え。	保護林外	

保護林の再編について(案)

(既設)特定動物生息地保護林

番号	【森林計画区】 森林管理(支)署	(既設)保護林名	面積(ha)	森林概況	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等	参 考
1	【久慈・閉伊川】 久慈支署	イタダキサコキクガシラ コウモリ イタダキ沢コキクガシラ ウモリ	22.33	岩手県岩泉町に位置している。 松ヶ沢鍾乳洞内のコキクガシラコウモリの繁殖地であり、林地はブナを主体とした天然林である。	本保護林は、コキクガシラコウモリの保護を目的として設定されている。 希少な野生動物を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	
2	【宮城北部】 宮城北部署	ゆとりぬまてつぎよ 魚取沼鉄魚	84.16	宮城県加美町に位置している。 国指定天然記念物鉄魚の生息する魚取沼(標高約620m)を取り囲むように設置されている。保護林内は、ブナ林を主体とした天然生林である。	本保護林は、鉄魚及び生息地周辺の環境の保護を目的として設定されている。 希少な野生動物等を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	宮城県自然環境保全地域(特,野生動物物)、鳥獣保護区(普) 【一部】史跡名勝天然記念物
3	【米代川】 上小阿仁支署	もりよしざんクマゲラ 森吉山クマゲラ	329.80	秋田県北秋田市に位置している。 ブナの天然林が広がり、クマゲラの営巣木として適した枝分かれが少なく通直な樹幹の形状を有したブナの大木が林立している状況にある。	本保護林は、クマゲラ(国指定天然記念物)とその他鳥獣の生息地及び繁殖地の保護を目的として設定されている。 希少な野生動物を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	森吉山県立自然公園 (2特,3特)、鳥獣保護区(特)
4	【米代川】 米代西部署	おがやまアオサギ 男鹿山アオサギ	8.94	秋田県男鹿市に位置している。 以前にはアオサギがスギの天然林に集団で営巣繁殖していた。	本保護林は、アオサギに着目して設定されたものであるが、生息実態がないことから、これまでも専門家から保護林の継続に疑義があったところであるため、保護林設定はしない考え。 なお、男鹿国定公園(第1種、第3種特別地域)に含まれており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。	保護林外	男鹿国定公園(1特,3特)、鳥獣保護区(普) 【一部】史跡名勝天然記念物
5	【雄物川】 秋田署	まひるだけモリアオガエル 真昼岳モリアオガエル	7.09	秋田県美郷町に位置している。 真昼岳北斜面の松長根沼及び周辺の斜面地に成立するブナを主体とした天然林である。 繁殖期(4~7月)は生息地付近の池沼、湿地、用水路近くで樹木が水面付近にまで達している枝先などにソフトボール大の卵塊を作る。 5m程までの樹木の高さまで産卵できるとされている。	本保護林は、モリアオガエルの生息地の保護を目的として設定されている。 希少な野生動物を保護対象としていること、及び面積要件5ha以上を満たしていることから、希少個体群保護林とする考え。	希少個体群保護林	真木真昼県立自然公園 (2特)、史跡名勝天然記念物
6	【庄内】 庄内署	つるまいけモリアオガエル 鶴間池モリアオガエル	61.24	山形県酒田市に位置している。 保護林のほぼ中央部は池のために林地外として配置されている。 周辺にあるブナの天然林の自然景観と調和している。 繁殖期には生息地付近の水辺の樹枝の葉に産卵している。	本保護林は、モリアオガエルの生息地の保護を目的として設定されている。(鶴間池はモリアオガエルの繁殖地として県天然記念物に指定。) 希少な野生動物等を保護対象としており、また、希少個体群保護林の面積要件5ha以上を満たしている。 一方、当該林分はブナ林であることから、周囲の鳥海山植物群落保護林と統合し一体的に保護する考え。	生物群集保護林 (鳥海山と統合)	鳥海国定公園(1特)、 鳥獣保護区(普) 【一部】史跡名勝天然記念物

保護林の再編について（案）

【特定地理等保護林】

【森林計画区】 森林管理署 (所在市町村)	保護林 (現在の名称)	面積 (ha)	設定目的	関係市町村からの意見	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等
【下北】 下北署 (東通村)	さるがもり 猿ヶ森 まいぼつりん ヒバ埋没林	3.52	本ヒバ埋没林は、東流する猿ヶ森川の浸蝕により、数百年間砂丘に埋没していたヒバの立木百数十本が地表に露出したものであり、ヒバ埋没林とその環境の保護を図る。	【期待する森林管理のあり方】 観光資源や教育・環境分野への活用としての機能を発揮する森林。 【市町村としての活用の希望】 下北ジオパーク構想を下北半島広域で取組んでおり、本ヒバ埋没林をジオサイトの1つとして位置付けている。そのようなことから、地表の生計の成り立ちや周辺に暮らす人々との関わりなどをコンテンツとして観光振興を図りたい。また、ヒバ埋没林の形成には、中世の森林資源の利用も深く関与することから、環境を考える教育の場としても活用できる。	本保護林は、ヒバ埋没林（希少な地形・地質等）に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や生きた固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。 なお、本区域は別途県立自然環境保全地域に指定されており、今後もこの指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る。 一方、東通村では、埋没林を観光振興・環境教育の場として活用していきたいとの希望を有している。このことについては、今後地元での検討状況に応じて、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。	【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 ・猿ヶ森県立自然環境保全地域（特別地区） ・鳥獣保護区（普通地区） 【市町村の活用への対応】 必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。
【子吉川】 由利署 (由利本荘市)	ほつたい たき 法体の滝	5.11	法体の滝及び周辺の地形・地質等の保護を図る。	【期待する森林管理のあり方】 現状を維持し、自然の推移に委ねる森林として保存されることを期待。 【市町村としての活用の希望】 これまで玉田溪谷に沿って散策道を整備し、森林浴や森林生態系の学習資料として活用しており、今後も森林生態系を維持し、これまで同様に森林を活用したい。	本保護林は、法体の滝（希少な地形・地質等）に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。 なお、当区域は別途県指定名勝及び天然記念物並びに国定公園（第1種特別地域）に指定されており、今後もこれら指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図るものとする。 一方、由利本荘市では、今後も散策道を活用し森林浴や森林生態系の学習資料として活用を図ってほしいとの希望を有している。このことについては、これまでの市による散策道の整備経緯を踏まえ、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。	【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 ・県指定名勝及び天然記念物 ・鳥海国定公園（第1種特別地域） 【市町村の活用への対応】 必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。
【宮城北部】 宮城北部署 (栗原市)	あらとぎわ 荒砥沢	91.49	岩手・宮城内陸地震により発生した崩壊地等であり、特異な災害形態のみならず、我が国における今後の防災対策等に関する貴重な地質・地形がまとまってみられ、学識者からも高い注目を受けていることから保護を図る。	【期待する森林管理のあり方】 貴重な崩壊群の地形や地質、景観等を保護するよう、適切な保全管理を希望。 【市町村としての活用の希望】 貴重な崩壊群の地形や地質、景観等を保護し、防災教育、学術研究、観光など多目的に活用し、27年に日本ジオパークに認定された「栗駒山麓ジオパーク」のジオサイトとして、既存の観光資源と結びつけながら、栗原市の活性化につなげたい。	本保護林は、地震による大規模な崩壊地（希少な地形・地質等）に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。 一方、栗原市では、日本ジオパークのジオサイトとして、観光を含め多目的に活用していきたいとの希望を有している。このことについては、今後地元での検討状況に応じて、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。	【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 ・日本ジオパーク 【市町村の活用への対応】 必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。

保護林の再編について（案）

【郷土の森】

【森林計画区 森林管理署 (所在市町村)	保護林 (現在の名称)	面積 (ha)	設定目的	関係市町村からの意見	保護林区分の検討	再編後の保護林区分等
【三八上北】 三八上北署 (田子町)	みろくの滝 ^{たき}	163.98	みろくの滝は高さ 30mに達する溪流の滝で、古くから地元の象徴として親しまれており、また、四季を通じて人気が高く、活発な利用がされている。 このため、みろくの滝を中心とした森林を将来にわたって保護するとともに、森林を活用した広く住民の学習、憩いの場等として活用を図る。	【期待する森林管理のあり方】 地域の憩いの場としての森林。 【市町村としての活用の希望】 これまで観光スポットとして活用してきており、今後も観光の場として活用したい。	本保護林は、みろくの滝（希少な地形・地質等）に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。 一方、本保護林は緑の回廊の中に位置しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所緑の回廊に空白地帯が生じてしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする。 他方、田子町では、今後も当該森林を観光の場として活用していきたいとの希望を有している。このことについては、必要に応じて活用に係る協定等を整理する方向で調整する。	【保護林等の区分】 緑の回廊（奥羽山脈） 【その他の指定】 なし 【市町村の活用への対応】 必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。
【宮城南部】 仙台署 (村田町)	まつおかんぜん ^{まつおかんぜん} 松尾観世音	102.99	村田町の谷山自然公園として、古くから多くの信仰を集めている松尾観世音を中心に自然の保全を最優先にしつつ、町内外の人々が自然に触れて楽しみながら学習できる憩いの場として利用を図る。	【期待する森林管理のあり方】 自然とのふれあいの場として、天然林については現状の維持を、また人工林に関しては間伐等の手入れが行われることを期待。 【市町村としての活用の希望】 東日本大震災以前は、ハイキングコースなども整備され、観光スポットとして、町民のみならず、他市町村、県外からの訪問客の自然とのふれあい、また憩いの場として活用。 東日本大震災により、ハイキングコースの一部が崩落し、現在は閉鎖している状況であるが、今後、ハイキングコースのルートを見直して活用を再開したい。	本保護林は、多くの信仰を集めている松尾観世音を中心として、周囲にある森林にも触れて楽しみながら学習できる場とすることを目的としており、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。 なお、当区域の約半分の区域が別途鳥獣保護区（特別保護地区）に指定等されており、今後もこれら指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図るものとする。 一方、村田町では、今後ハイキングコースを再整備、再開させたいとの希望を有している。このことについては、必要に応じて活用に係る協定等を整理する方向で調整する。	【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 ・ 鳥獣保護区（特別保護地区、普通地区：約半分の地域） ・ 谷山県立自然環境保全地域（普通地区：全域） 【市町村の活用への対応】 必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。
【米代川】 米代東部署 (大館市)	たしろ白神 ^{しらかみ}	368.89	ブナを主とする広葉樹天然林であり、森林・林業の町として繁栄してきた大館市の象徴として、また地域住民にとってシンボリックな森林であることから、将来にわたって保全するとともに、自然と調和した整備を行い、ふれあいの場・自然観察の場等として活用することにより、地域の活性化と振興を図ることを目的とする。	【期待する森林管理のあり方】 樹齢 140 年以上のブナを主とする広葉樹天然林の宝庫であり、このような原生林を残すことができるよう管理されることを期待。 【市町村としての活用の希望】 当該原生林を保護し、後世に残すことができるようになっていきたい。また、白神山系の広葉樹天然林帯の一部として活用できれば良いと考える。 なお、これまで、当該天然林を見渡せる展望所、駐車場敷を保護林外の早口林道沿いに整備している。	本保護林は、大館市の要請により地域の象徴であるブナの天然林を保護し地域振興を図ることに着目して設定されたものであり、同市は当該天然林が引き続き現状のままで維持されることを希望している。 一方、良質なブナ天然林としては、近隣に白神山系森林生態系保護地域があり、また、すでにブナの保護を目的とした保護林は複数存在するため、引き続き禁伐区域として維持することとするが、保護林の設定はしないこととする。 他方、本保護林は緑の回廊に接続しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所緑の回廊が狭隘になってしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする。	【保護林等の区分】 緑の回廊（白神八甲田） 【その他の指定】 ・ 田代岳県立自然公園（第3種特別地域）
【米代川】 米代西部署 (能代市)	ふたつ白神 ^{しらかみ}	195.08	ブナの天然林であり、森林・林業の町である能代市二ツ井町を象徴する景勝地として地域住民から親しまれている。 このため、能代市二ツ井町のシンボルとして保全するとともに、自然と調和した利活用を図ることにより、能代市二ツ井町の活性化と森林関連産業の振興を図ることを目的とする。	【期待する森林管理のあり方】 自然の推移に委ねる森林、地域の憩いの場としての森林。 【市町村としての活用の希望】 郷土の森の設定により、県内外から多くの山ファンが来訪するようになり、「ふたつ白神郷土の森」の知名度が上がった。また、森林や環境について市民の関心も深まった。 現在、二ツ井町観光協会等で不定期ではあるが散策ツアーを開催しており、市としては誰でも快適に散策できるよう道路維持修繕や、休憩施設・トイレの維持管理に努めている。 今後も、地域住民のシンボリックな森林として将来にわたって保全するとともに、自然と調和した整備を行い、自然とのふれあいの場、自然観察の場として活用したい。	本保護林は、地元能代市二ツ井町の要請により地域の象徴であるブナの天然林を保護し地域振興を図ることに着目して設定されたものである。 また、能代市二ツ井町では、今後も自然と調和した整備を行い、自然とのふれあいの場や自然観察の場として活用を図ってほしいとの希望を有している。 このため、これまでの能代市二ツ井町による各種施設の整備経緯を踏まえ、今後も能代市二ツ井町による積極的な活用を促進できるよう管理経営することが適当と考えられることから、保護林の設定はしないこととし、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。	【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 なし 【市町村の活用への対応】 必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。

<p>【雄物川】 湯沢支署 (東成瀬村)</p>	<p>てんしょう たき 天正の滝</p>	<p>85.26</p>	<p>天正の滝は、古くから地元の信仰を集め、親しまれており、また、四季を通じて人気が高く、活発な利用がされている。 このため、天正の滝を中心とした森林を将来にわたって保護するとともに、森林を活用した広く住民の学習、憩いの場等として整備することにより、地域の活性化と振興を図ることを目的とする。</p>	<p>【期待する森林管理のあり方】 天正の滝と周辺の落葉広葉樹林が調和した憩いの場として、村民や村を訪れる観光客に長年にわたり愛されている。自然の推移に委ねることを基本とするが、訪れる人々の安全を確保するため、散策路や防護柵の設置など自然景観と調和した最低限の整備をして管理されることを期待。 【市町村としての活用の希望】 郷土の森に設定されたことにより、この場所を訪れる人々が増加傾向にあり、村の重要な観光資源のひとつとして位置づけられている。 これまで、自然観察会や写真サークルの撮影会などの会場として活用されているほか、隣接している村有地と併せて小学校の森林学習教室の場として活用している。 今後も今まで同様に地域の憩いの場として活用したい。</p>	<p>本保護林は、天正の滝（希少な地形・地質等）に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。 一方、東成瀬村では、今後も憩いの場として活用を図っていききたいとの希望を有している。このことについては、本区域は現在レクリエーションの森（自然観察教育林）であり、今後もレクリエーションの森として管理を行う。</p>	<p>【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 ・レクリエーションの森（自然観察教育林）</p>
<p>【置賜】 置賜署 (小国町)</p>	<p>おぐにしろもり おぐに白い森</p>	<p>184.56</p>	<p>金目側源流域の通称ヨモギ平、在所平周辺一帯のブナを主とする広葉樹天然林は、自然景観にも優れ、地域住民にとってのシンボリックな森林である。 このため、小国町の地域開発の取組の一環として、当該地域を将来にわたって保護するとともに、広く森林を活用した住民の学習、憩いの場等として整備し、地域の活性化と振興を図る。</p>	<p>【期待する森林管理のあり方】 地元住民のみならず町内外からの来訪者にとって、山の紅葉や森林浴を楽しむ場として利用されており、今後も、当該森林が将来にわたって保護され、紅葉が楽しめる森林、森林浴等自然の恩恵が得られる場所として管理されることを期待。 【市町村としての活用の希望】 当該森林は、ブナを主とする広葉樹天然林が保存されており、将来にわたって保護していきたい。その中で、雄大な自然の紅葉を間近で展望できる場、森林浴を楽しむ場として残し、地元住民等が安全に入山できる場所として管理していきたい。 小国町では、当該森林において平成7、8年度に、森林浴歩道、給水施設、トイレ、案内板を整備しており、今後も町の観光地の一つとして、地域振興のため活用したい。</p>	<p>本保護林は、小国町の要請により地域の象徴であるブナの天然林を保護し地域振興を図ることに着目して設定されたものである。 また、同町では、今後も雄大な自然の紅葉を間近で展望できる場、森林浴を楽しむ場として残し、地元住民等が安全に入山できる場所として管理し、地域振興に活用したいとの希望を有している。 このため、これまでの同町による各種施設の整備経緯を踏まえ、今後も同町による積極的な活用を促進できるよう管理経営することが適当と考えられることから、保護林の設定はしないこととする。</p>	<p>【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 ・レクリエーションの森（自然観察教育林） ・鳥獣保護区普通地区</p>
<p>【大槌・気仙川】 三陸中部署 (釜石市)</p>	<p>はしのでつこうざん 橋野鉄鉱山</p>	<p>489.67</p>	<p>世界文化遺産（橋野鉄鉱山）に所在する森林は、高炉が操業されていた時期、その燃料を供給していた。 本保護林はこうした時代の産業景観を保全するとともに、教育や文化的に利用可能な空間を創出し釜石市の活性化や郷土への誇りの醸成を図ることを目的とする。</p>	<p>【期待する森林管理のあり方】 現状の保全体制の維持を期待。 【市町村としての活用の希望】 郷土の森の設定により、世界遺産の構成資産である橋野鉄鉱山の資産及び緩衝地帯を保全することを確たるものとする事ができた。 これまで郷土の森の協定に基づき、モニタリングや現地見学会などを開催しており、今後もこれまでと同様に活用したい。</p>	<p>本保護林は、世界文化遺産（橋野鉄鉱山）の保全対策の一環として、高炉稼働時代の植生を復元・維持することに着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。 このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林としての設定はしないこととする。 一方、釜石市では、これまで同様世界文化遺産のモニタリングや現地見学会など、教育、文化的な活用希望を有している。このことについては、世界遺産登録時の管理保全計画の記載とも関連するため、新たな協定締結を検討する。その際、管理保全計画への記載ぶりが後退しないように検討することが必要。</p>	<p>【保護林等の区分】 保護林外 【その他の指定】 なし 【世界文化遺産の保全に向けた対応】 今後も橋野高炉の稼働時代の森林の再現やモニタリング、現地検討会などの多様な活動を森林管理局、署及び釜石市が連携して行えるよう、新たな協定締結を行う方向で調整したい。 その際、現行の世界遺産管理保全計画への影響が最小限となるよう整理したい。</p>